

## 告 示

### 埼玉県選管告示第八号

最高裁判所裁判官の氏名等揭示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

最高裁判所裁判官の氏名等揭示規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官の氏名等揭示規程（昭和二十三年埼玉県選管告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条」を「第十九条」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。